

居宅介護支援事業
「ケアプランセンター 太陽の家座間」
重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(神奈川県指定 第 1474101308 号)

社会福祉法人 ユーアイ二十一

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和 3年 4 月 1 日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話	046-298-5133 (居宅直通 046-252-3215)
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
担 当	管 理 者 : 高橋 智佳

(※ご不明な点は、ご遠慮なくおたずねください。)

2. 事業所経営法人

法 人 名 社会福祉法人 ユーアイ二十一
法人所在地 横須賀市西浦賀6丁目1番1号
電話番号 046-846-5133
代表者氏名 理事長 石渡 庸介
設立年月日 平成13年8月7日

3. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事 業 所 名 ケアプランセンター 太陽の家座間
所 在 地 座間市座間 2-861-1
電 話 番 号 046-298-5133(居宅直通 046-252-3215)
管 理 者 高橋 智佳
事業所の指定番号 神奈川県 第 1474101308 号
平成28年4月1日 指定
サービスを提供する実施地域 座間市及び 海老名市 の全域
相模原市(南区のみ)

(※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。)

併 設 事 業 (別途 重要事項説明書あり)
指定介護老人福祉施設
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

(2) 事業所の職員体制

介護支援専門員が、ご利用者に関わるサービス計画(ケアプラン)を作成及びその実地状況の把握を行います。当施設では、ご契約者に対して居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

従業者の職種	人数	勤務体制
管理者兼介護支援専門員	1名	常勤兼務
介護支援専門員	1名	常勤専従

(3) 営業時間

月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

※その他時間外は携帯電話で対応いたします。

(但し、祝日・12月29日～1月3日までを除く)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族のほかに、希望する全ての者が閲覧できます。

3. 居宅介護支援サービス内容及び申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「居宅介護支援説明書」参照

4. 利用料金

(1) 利用料(ケアプラン作成料)

原則として自己負担はありません。

(要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されます。)

付属別紙3「居宅介護支援サービス費利用料」参照

※ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。自動車を使用した場合は走行距離1キロメートル(端数は切り上げ)毎に20円をいただきます。

5. 当事業所のサービス方針

私ども「ケアプランセンター太陽の家座間」は、介護保険で受けることができるサービスのみならず、地域福祉活動や他の福祉サービスを積極的に取り入れた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、ご本人やご家族にとって、より快適な生活が送れるように支援致します。

また、当事業所の居宅介護支援専門員に対しては、研修の機会を次のとおり設けるものとし、資質の向上と業務体制の整備を行います。

- ① 採用時研修 採用後概ね2ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回
- ③ 虐待防止に関する研修 年1回
- ④ 権利擁護に関する研修 年1回
- ⑤ 認知症ケアに関する研修 年1回
- ⑥ 介護予防に関する研修 年1回
- ⑦ 感染症に関する研修 年1回
- ⑧ 災害時の対応に関する研修 年1回

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画(ケアプラン)に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当の介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

ケアプランセンター 太陽の家座間 管理者 高橋 智佳

住 所:座間市座間2-861-1

電 話:046-298-5133

(居宅直通 046-252-3215)

対応時間:月曜日～金曜日(9時00分～17時00分)

(2) その他の窓口

① 座間市役所介護保険課 事業者支援係 住 所:座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電 話:046-252-8077

F A X:046-252-8238

対応時間:月曜日～金曜日(8時30分～17時15分)

② 相模原市高齢政策課 電 話:042-707-7046

③ 大和市介護保険課 電 話:046-260-5170

④ 海老名市高齢介護課 電 話:046-235-4952

③神奈川県国民健康保険団体連合会 住 所:横浜市西区楠町27番地1号

介護保険課介護苦情相談窓口 電 話:045-329-3447

対応時間:月曜日～金曜日(8時30分～17時15分)

7. 事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者のご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を行います。
- 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

8. 緊急時の対応

サービス提供時にあたり事故や体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族・主治医、緊急機関等に連絡をとる等必要な措置を講じます。

医療機関等	医療機関名 主治医 連絡先
第1緊急連絡先	氏名 連絡先 関係
第2緊急連絡先	氏名 連絡先 関係
第3緊急連絡先	氏名 連絡先 関係

9. 個人情報の保護

- 事業所は利用者の個人情報に対して「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者又はその代理人の了解を得るものとします。
- 従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約に記載しております(守秘義務)。

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立(非該当)または事業対象者、要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立(非該当)又は事業対象者、要支援となった場合、当事業所は利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が未確定なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立(非該当)又は事業対象者、要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則として、利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

居宅介護支援説明書

【サービス内容】

事業者(居宅介護支援事業者)は、ご利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

- (1) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏する事が無いよう、中立公平に行います。また、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から以下について利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表致します。
 - ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合
 - ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合 (別紙4参照)
- (3) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事や、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由について説明を求める事ができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください
- (4) 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になる事予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮します。

- (5) 事業所は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更・事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供・説明を行います。

【市町村への届け出】

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは担当介護支援専門員にご相談ください。

【サービスの中止・キャンセル等】

利用者が、この居宅介護支援に係る訪問等のサービス提供を中止する場合は、事前に次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 : 046-252-3215

連絡時間 : 8:30 ~ 17:30

・居宅サービス計画の変更・事業者との連絡調整について利用者が行った依頼等を取消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡下さい。

・サービス提供のキャンセル又は契約の解除の場合も、キャンセル料はありません。

【24時間連絡体制】

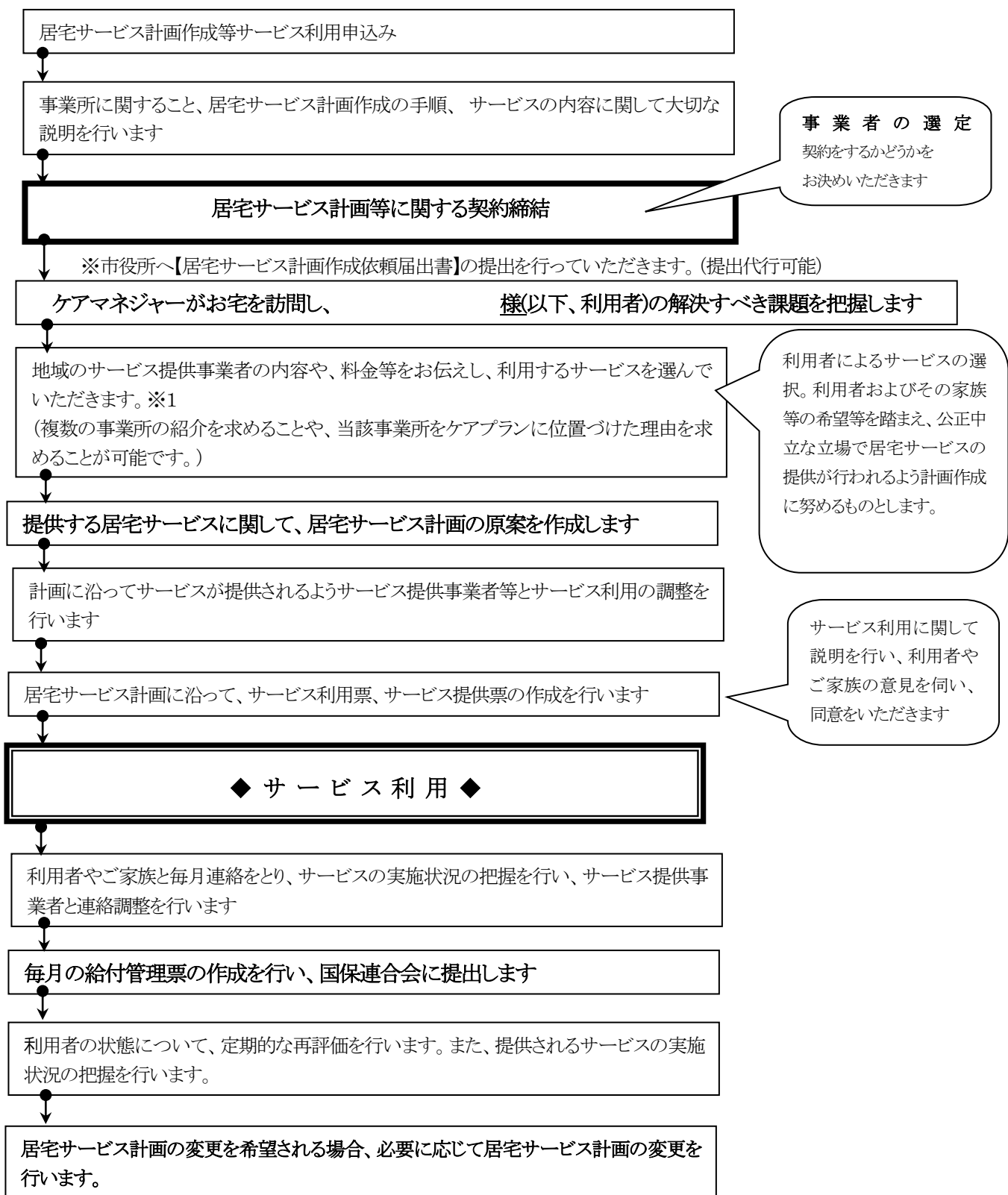
24時間連絡体制を確保しております。必要に応じて、ご利用者様の相談に応じます。ただし、専用電話は、輪番制を取る場合もありますので担当者が対応できるとは限りません。

・24時間専用電話 070-4141-7367

・対応時間 夜間 17:30 ~ 8:30

(なお、休日は専用電話のみになります)

【サービス提供の標準的な流れ】



※公正中立性の確保を図る観点から以下について説明を行います(別紙3参照)

- ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所 所在地 座間市座間 2-861-1
名称 ケアプランセンター 太陽の家座間
説明者 印

私は、本書面により事業所から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け同意し交付を受けました。

令和 年 月 日

(利用者) 住所 _____
名前 _____ 印
電話 _____

上記代理人(代理人を選任した場合)

住所 _____
名前 _____ 印
電話 _____

立会人

住所 _____
名前 _____ 印
電話 _____

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業所との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

利用者・ご家族の方へ担当ケアマネジャーから「5つのお願い」シート

様

事業所名:(ケアプランセンター 太陽の家座間)
担当ケアマネジャー名:()
連絡先:(046-252-3215)

利用者の方に、切れ目のないケアサービスを提供し、安心した療養生活を送って頂くために、担当ケアマネジャーから、以下の点についてお願い致します。

もしも、利用者さまが入院された場合は…、

- ①病院へは「保険証／お薬手帳／介護保険証」を持参して下さい
- ②急な入院の場合、出来るだけ早く、担当ケアマネジャーに連絡を下さい
また、あらかじめ入院の予定が決まっている場合は、事前にお知らせ下さい
- ③病院へは「担当ケアマネジャー」がいることをお知らせ下さい
(担当ケアマネジャーの「氏名」や「連絡先」など)

病院から何か説明があった場合は…、

- ④利用者さまが退院後、すみやかに自宅での療養生活が始められるよう準備を進めるために、「今、どんな状況か」を早めに知りたいので、病院からの説明内容は担当ケアマネジャーにも教えて下さい
(特に、「病状」や「退院の目処」)

家に帰る準備をするために、病院にお願いして欲しいこと

- ⑤退院の目処がみえてきたら、担当ケアマネジャーを病院へ呼んで下さるように、ご家族からも病院にお願いして下さい